

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年10月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
徳島県	県内 各市町村	乳幼児	45	満7歳に達する日の属する月の末日までにある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※2)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※3) *薬局での自己負担なし	対象外 ※1	県内の 医療機関等	平成20年 2月診療分
徳島県	阿南市 阿波市 佐那河内村 神山町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	県の対象者年齢を拡大 阿南市…満9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 阿南市以外…満9歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者	なし				
徳島県	阿南市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 神山町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者	なし				
徳島県	県内 各市町村	重度心身障害者	46	・身体障害者手帳1級所持者 ・身体障害者手帳2級所持者であって、引き続き3ヵ月以上、食事、入浴、排便等の日常生活に常に介護を要し、かつ、その状態が継続すると認められる者 ・知的障害者で知能指数が概ねIQ35以下の者 (身体障害者手帳2級所持者のうち上記に該当する者を除いた者及び身体障害者手帳3、4級かつ知的障害者で知能指数が概ねIQ50以下の者については償還払いにより助成)	なし		対象外		
徳島県	県内 各市町村	母子家庭等	46	母子家庭の母とその児童及び父母のいない児童 (義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している母に限る) *入院外は対象外 *義務教育修了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者については、償還払いにより助成	なし				
徳島県	上勝町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
徳島県	石井町	子ども	47	満9歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし				
徳島県	佐那河内村 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中学校修了までの者)	なし				
徳島県	神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学校修了までの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 9月診療分
徳島県	那賀町 (*)	乳幼児 (県の基準)	45	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *償還払いとしていた、3歳以上の者について、今回、現物給付へ拡大する 満7歳に達する日の属する月の末日までにある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※2)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※3) *薬局での自己負担なし			
徳島県			乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	48	*県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等
徳島県	阿波市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳の誕生日の前日の属する月の月末までの者	なし				
徳島県	勝浦町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (小学校修了までの者)	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
徳島県	美波町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (小学校修了まで者)					
徳島県	神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学校修了まで者)	なし				

※1 一部市町村において償還払いによる助成
※2 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者は600円とする。
※3 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者は600円とする。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	美馬市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学校修了までの者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年 9月診療分
徳島県		乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	48	*県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：満6歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から満7歳の誕生日の前日の属する月の 末日までの間にある者 入院外：満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から満7歳の誕生日の前日の属する月の 末日までの間にある者					
徳島県	県内 各市町村 （＊）	乳幼児 （対象年齢 の拡大）	45	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大） 小学校3年生修了まで （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※4）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※5） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 11月診療分
徳島県	阿波市 （＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （満12歳の誕生日の前日の属する月の月末まで→小学校6年生修了までに拡大） 小学校6年生修了まで	なし				
徳島県	上板町 吉野川市 海陽町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	小学校4年生から小学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	つるぎ町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	小学校4年生から小学校修了まで	なし				
徳島県			48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	阿南市 阿波市 上勝町 佐那河内村 神山町 （＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	48	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外：満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	那賀町 （＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	48	*平成20年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外：満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	美馬市 （＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外：満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	石井町 牟岐町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	小学校4年生から小学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
徳島県	板野町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	小学校4年生から中学校修了まで	なし				
徳島県	板野町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	北島町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	小学校4年生から小学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
徳島県	藍住町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	47	小学校4年生から中学校修了まで					
徳島県	県内 各市町村 （＊）	ひとり親家庭等	46	*平成20年2月診療分から受託している母子家庭等医療について制度名を変更し、対象者を拡大 （母子家庭の母とその児童→ひとり親家庭の親とその児童） ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 （義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している親に限る） *入院外は対象外 *義務教育修了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者については、償還払いにより助成	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分

※4 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。
※5 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
徳島県	東みよし町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
徳島県	石井町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了まで) 小学校4年生から中学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	阿南市 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了まで) 小学校4年生から小学校修了まで	なし				
徳島県	上勝町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了まで) 小学校4年生から中学校修了まで	なし				
徳島県	那賀町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
徳島県	勝浦町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 小学校4年生から中学校修了まで	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
徳島県	松茂町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了までの者	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
徳島県	海陽町 (＊)	子どもあゆみ 医療 (県の事業の 上乗せ分)	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校修了までの者→中学校修了までの者に拡大) 小学校4年生から中学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
徳島県	徳島市 阿南市 阿波市 吉野川市 三好市 上勝町 佐那河内村 牟岐町 松茂町 北島町 板野町 つるぎ町 東みよし町 (＊)	乳幼児等	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※6)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※7) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
徳島県	海陽町 (＊)	子ども あゆみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					

※6 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※7 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	鳴門市 小松島市 勝浦町 石井町 神山町 藍住町 上板町 美波町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※6）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
徳島県	那賀町（＊）	こどもはぐくみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）					
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）					
徳島県	美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学校修了までの者）→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	上板町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校4年生から小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者					
徳島県	勝浦町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで					
徳島県	石井町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで					
徳島県	神山町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで	なし				
徳島県	藍住町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	阿南市 阿波市 上勝町 佐那河内村 板野町（＊）	乳幼児等（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外：3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
徳島県	勝浦町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者					
徳島県	つるぎ町（＊）	乳幼児等（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					

※6 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※7 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	神山町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
徳島県	那賀町（＊）	こどもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
徳島県	吉野川市（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※6）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年11月診療分
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	牟岐町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※6）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年1月診療分
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※8）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
徳島県		こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
徳島県		こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	なし				
徳島県	板野町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※8）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし			
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者	なし				
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更 中学校修了までの者					
※6 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。 ※7 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。 ※8 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。 ※9 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
徳島県	つるぎ町（＊）	乳幼児等（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	なし				
徳島県	東みよし町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※8）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし			
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	勝浦町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年9月診療分
徳島県	三好市	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	中学校修了まで（所得制限あり）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
徳島県	三好市（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※10）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※11） ※薬局での自己負担なし			
徳島県	佐那河内村（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	47	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし				
徳島県	北島町（＊）	北島町子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年7月診療分

※8 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※9 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※10 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

※11 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	阿波市（＊）	あわっ子はぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大（小学校6年生修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
徳島県	神山町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）					
徳島県	那賀町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大（小学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）					
徳島県	美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	海陽町（＊）	子どもあゆみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子どもあゆみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
徳島県	牟岐町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
徳島県	県内各市町村	ひとり親家庭等	46	対象範囲を児童の入院外にまで拡大したことに伴い、新たな実施機関（法別49）を設定したため、ひとり親家庭等の「46.36.***.」の取扱いを終了			平成28年9月診療分までの取扱い		
徳島県	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦町 佐那河内村 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 吉野川市 阿波市 美馬市 つるぎ町 那賀町 美波町 海陽町	ひとり親家庭等	49	ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの *入院外は児童のみ対象	なし	・1000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
徳島県									
徳島県	上勝町 石井町 牟岐町 三好市 東みよし町	ひとり親家庭等	49	ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童（義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る） *入院外は児童のみ対象 *義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	徳島市 小松島市	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	中学校修了まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
徳島県	佐那河内村 (＊)	ひとり親家庭等	49	平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を変更 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの→中学校修了までに変更) ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 (義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る) *入院外は児童のみ対象 *義務教育修了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成	なし	・1000円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
徳島県	鳴門市	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
徳島県	松茂町 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成24年7月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了まで					
徳島県	三好市 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成26年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (中学校修了まで→18歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なし) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
徳島県	つるぎ町 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く)					
徳島県	東みよし町 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	佐那河内村 (＊)	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 (乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	5歳まで(6歳に達する日の属する月まで) なし 6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 600円	2歳まで(3歳に達する日の属する月まで) なし 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 600円 ※薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
徳島県	佐那河内村 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 （乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
徳島県		子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 （乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
徳島県	阿波市 （＊）	あわっ子 はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したあわっ子はぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
徳島県	上板町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
徳島県	阿南市 （＊）	こどもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこどもの医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし				
徳島県	阿波市 上勝町 つるぎ町 （＊）	乳幼児等 （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	佐那河内村 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	神山町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	那賀町 （＊）	こども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこどもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	板野町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	48	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 （小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	藍住町 （＊）	子ども はぐくみ （県の事業の 上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大 （中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	板野町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大し自己負担を変更（対象年齢：中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大、自己負担：なし→15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者1レセプト600円に変更） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	・15歳に達する日以後最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者 1レセプト600円	・15歳に達する日以後最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者 1レセプト600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	12歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし 12歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円	12歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし 12歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
徳島県	石井町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 中学校1年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
徳島県	石井町（＊）	ひとり親家庭等	49	平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、現物給付対象者を拡大、備考を追加（対象者：義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る）→削除 （備考：義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成→削除、児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのものを追加） ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *入院外は児童のみ対象 *児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの	なし	・1000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年11月診療分
徳島県	上勝町（＊）	ひとり親家庭等	49	*平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、現物給付範囲を拡大し、備考を変更（義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る→削除、義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成→削除、児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのものを追加） ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *入院外は児童のみ対象 *児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの	なし	・1000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
徳島県	上勝町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
徳島県	牟岐町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
徳島県	美波町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
徳島県	牟岐町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更（600円→なし） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
徳島県	美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更（600円→なし） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	吉野川市（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年11月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
徳島県	上板町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	上板町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更（600円→15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし、15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円に変更） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円	・15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	松茂町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	平成29年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	北島町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	平成27年7月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	小松島市（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
徳島県	徳島市（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成29年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
徳島県	小松島市	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	松茂町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	東みよし町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	海陽町	子どもあゆみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	県内各市町村（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大、入院の自己負担額を変更、所得制限を撤廃（小学校修了までの者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） （入院自己負担 600円→なし） （所得制限あり→所得制限なし） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	なし	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上） ※薬局での自己負担なし	対象外 ※1	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	48	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこどもの医療について、対象年齢を拡大（中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	勝浦町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	上勝町 佐那河内村 神山町 板野町 阿波市 つるぎ町 那賀町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、各市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	牟岐町 美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*令和3年7月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、各市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	上板町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*令和4年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、助成内容を変更 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した美馬市みまっこ医療について、対象年齢を拡大（小学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	県内各市町村	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	徳島県（法別45）の助成対象範囲を入院・通院とも18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大したことに伴い、各市町村の上乗せ分「47.36.***.＊」の取扱いを終了				令和6年3月診療分までの取扱い	
徳島県	つるぎ町（＊）	重度心身障がい	46	*平成20年2月診療分から受託した重度心身障がい者等医療について、入院食事療養費の助成を変更（食事標準負担額助成対象外→償還払いによる助成に拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・身体障がい者手帳1級または2級所持者 ・IQ35以下の知的障がい者 ・IQ50以下で身体障がい者手帳3級または4級所持者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 吉野川市 阿波市 美馬市 つるぎ町 那賀町 美波町 海陽町 上勝町 (*)	ひとり親家庭等	49	ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *入院外は児童のみ対象→削除	なし	1レセプト1,000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 10月診療分
徳島県	牟岐町 三好市 東みよし町 石井町 (*)	ひとり親家庭等	49	ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (義務教育終了前の児童及び義務教育終了前の児童を扶養している父母に限る)→削除 *入院外は児童のみ対象→削除 *義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成→削除	なし	1レセプト1,000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 10月診療分
徳島県	佐那河内村 (*)	ひとり親家庭等	49	ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (義務教育終了前の児童及び義務教育終了前の児童を扶養している父母に限る)→削除 *入院外は児童のみ対象→削除 *義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成→削除 (中学生修了まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	なし	1レセプト1,000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 10月診療分
徳島県	吉野川市	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外:満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の 医療機関等	令和8年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。